

訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る揭示

当ステーションでは、令和 6 年度診療報酬改定に伴う「訪問看護医療 DX 情報活用加算」に対応しております。

地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、オンライン資格確認によって利用者様の診療情報や薬剤情報等を取得・活用し、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行っております。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算を算定しております。

算定内容

令和 6 年 6 月 1 日より

訪問看護医療 DX 情報活用加算 5 点（50 円）

当ステーションにおける取組事項

1. オンライン請求の実施

訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用について、電子情報処理組織を使用した請求を行っております。

2. オンライン資格確認を行う体制の整備

健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格確認を行う体制を有しております。

3. 診療情報等の活用による質の高い訪問看護の提供

(1) 看護師等が、居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護を実施しております。

(2) マイナ保険証の利用促進等、医療 DX を通じて質の高い医療の提供に取り組んでおります。

4. ウェブサイトへの掲載

上記の体制及び取組事項について、当ステーションのウェブサイトへ掲載しております。

2024 年 6 月 1 日

ぐるんどびー訪問看護ステーション